

令和4年1月14日

安曇野市教育委員会

令和4年第2回臨時会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

<b>議案第 1 号</b>	教育部 各課
令和 4 年 1 月 14 日提出	

<b>タイトル</b>	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
<b>要旨</b>	生涯学習課 共催 1 件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】  
(定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

**※ 議案第 1 号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。**

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和4年1月定例会協議事項)

定例会	No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	H31	H30		
1	54	R4.1.7	スポーツ推進担当	2021-22 V.LEAGUE DIVISION MEN 安曇野大会	株式会社VC長野クリエイトスポーツ	代表取締役 笹川 星哉	(一社)日本バレーボールリーグ機構、株式会社VC長野クリエイトスポーツ	共催	広く市民に周知し、多くの市民の方々に来場していただくため。	12月24日	令和4年3月5日(土)・3月6日(日)				1月 日	ANCアリーナ	ANCアリーナ(安曇野市総合体育館)竣工記念として、Vリーグの公式戦を開催。	入場料(予定):1階席Aブロック6,000円(当日6,500円)、1階席BCDブロック5,000円(当日5,500円)、2階席(大人)3,000円(当日3,500円)、2階席(高校生以下)2,000円(当日2,500円)※全席指定席。 チケット販売日:令和4年2月14日(月)10時から チケットぴあ、Vリーグチケット	-	-	-	基準第3条第2項により可

<b>議案第 2 号</b>	教育部 学校教育課
令和 4 年 1 月 14 日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)矢花 幸恵

タイトル	安曇野市組織条例の一部改正に伴う地教行法第 29 条に基づく教育委員会の意見聴取について
決定を要する事項の内容	安曇野市組織条例の一部改正に対する教育委員会の意見
要旨	安曇野市組織条例の一部改正議案を令和 4 年 3 月議会に上程するにあたり、地教行法第 29 条に基づき市長が教育委員会に対し意見聴取をするもの。
説明	安曇野市情報公開条例第 5 条第 1 項 5 号、市、国、他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、非公開といたします。